

12. 各種法令による青少年の呼称および年齢区分

(平成30年1月1日時点)

| 法令名称 | 呼称等 | 年齢区分 |
|---------------------------------------|---------------------------|---|
| 児童の権利に関する条約 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 少年法 | 少年 | 20歳未満の者 |
| 刑法 | 刑事責任年齢 | 満14歳 |
| 児童福祉法 | 児童 | 18歳未満の者 |
| | 乳児 | 1歳未満の者 |
| | 幼児 | 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 |
| | 少年 | 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者 |
| 児童虐待の防止等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 子ども・子育て支援法 | 子ども | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |
| | 小学校就学前子ども | 子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者 |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 子ども | 小学校就学の始期に達するまでの者 |
| 学校教育法 | 学齢児童 | 6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| | 学齢生徒 | 小学校または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| 民法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| | 婚姻適齢 | 男 満18歳 } 未成年者は、父母の同意を得なければ 女 満16歳 } ならない。 |
| 労働基準法 | 児童 | 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（例外あり） |
| | 年少者 | 18歳未満の者 |
| | 未成年者 | 民法上の未成年者（20歳未満の者） |
| 道路交通法 | 幼児 | 6歳未満の者 |
| | 児童 | 6歳以上13歳未満の者 |
| | 大型免許を与えない者 | 21歳未満の者 |
| | 中型免許を与えない者 | 20歳未満の者 |
| | 普通免許、大型特殊免許及び牽引免許を与えない者 | 18歳未満の者 |
| | 普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者 | 16歳未満の者 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 子ども | おおむね18歳以下の者 |
| 未成年者喫煙禁止法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 未成年者飲酒禁止法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 | 青少年 | 18歳未満の者 |
| 滋賀県子ども条例 | 子ども | 18歳未満の者 |
| 滋賀県青少年の健全育成に関する条例 | 青少年 | 6歳以上18歳未満の者（婚姻した女子を除く。） |